

乳幼児等医療費給付事業の拡充について

乳幼児等医療費給付事業は、子どもの健康の保持及び増進並びに出生育児環境の向上に寄与するため、子どもが病院などで診察を受けた場合の医療費の一部を助成する制度です。

平成 28 年度には、子育て世帯の経済的負担をさらに軽減するため、給付対象者等の拡充を予定しております。

1 拡充内容

小・中学生の自己負担を廃止し、入院による療養の給付を受けた高校生等（15 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）を医療費の給付対象とします。

改正前			改正後		
対象者	対象区分	自己負担	対象者	対象区分	自己負担
0 歳～ 就学前	通院	なし	0 歳～ 就学前	通院	なし
	入院	なし		入院	なし
小・中学生	入院	入院 1 日につき 500 円	小・中学生	入院	なし
			高校生等	入院	なし

※網掛け部分を拡充

2 施行予定年月日

平成 28 年 10 月 1 日（平成 28 年 10 月 1 日以降の診療分から適用）